

令和7年度県政広報発信事業 業務仕様書

1 業務の目的

本県の発信する情報を必要な人に届けるため、マーケティングの思考を取り入れながらデジタル広告（以下「広告」という。）の効果的な配信方法を探り、全庁的な展開を目指す。

2 業務の概要

- ・積極的にPRすべき岡山県の施策をテーマとして、動画を制作する。
- ・テーマごとに広告媒体やターゲット等を選定し、より高い成果が得られるパターンを探る。

3 委託業務の内容

（1）動画の制作

ア 制作する動画について、県と協議の上決定すること

イ 1テーマ当たり、6秒から15秒程度の動画と1分程度の動画の2種類制作とすること

ウ 少なくとも、5テーマ以上を制作するものとする

エ 県が二次利用を想定しているのは、次のものである。その他については、県と受託者で協議するものとする

- ・動画配信サイトでの配信
- ・県庁1階県民室に設置しているモニター等での放映
- ・県関係主催イベントでの使用

オ 動画配信サイト上へ動画を掲載する場合は、原則として、県が行うものとする。

カ 県民により多く見てもらえるよう工夫すること（例：オリジナルキャラクターを設定する等）

（2）広告の配信

上記（1）で制作した動画について、県と協議の上、次のとおり配信すること

ア 事前に配信目的の設定やターゲットを意識したメディアプランニングを行う他、シミュレーションを作成すること

イ 配信の最適化のためのKPIを設定し、そのKPIを改善するように運用を行うこと。
なお、運用に際しては、広告の管理画面上だけでなく、ランディングページ上での行動についても、可能な限り計測し、報告すること

ウ 別紙1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に記載のある内容に関しては、当該留意事項に従い、広告運用管理を実施すること

4 成果品等の提出

(1) 成果品の提出

下表のとおり成果品を提出すること

提出物	提出時期
動画データ（MP4形式等）	完成後速やかに
広告配信実績（表示回数、クリック数等）	広告配信終了後速やかに

(2) 配信レポートの提出

上記3(1)イに当たるテーマに関しては、配信終了後1か月以内に、配信結果、考察、次年度への助言をまとめた配信レポートを提出すること。当該レポートの作成に当たっては、結果を踏まえて、論理的な記載方法で作成すること。なお、県が再度修正を依頼する場合もあるので、その際は対応すること

5 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

6 契約限度額

6,877,200円（消費税及び地方消費税を含む。）

※動画の作成・公開及び広告の配信に係る経費など一切の経費を含む。

予算配分は動画制作4：広告配信（分析含む）6の割合を目安とすること。ただし、事業効果を最大とするために配分を変更することは差し支えない。予算配分等の考え方については、技術提案書にて説明すること。

7 成果物に関する権利の扱い

(1) 成果物に関する一切の権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）（特許権および実用新案権（特許または実用新案を受ける権利を含む。）を除く。）を、県に無償で譲渡するものとする。

(2) 受託者は、案件の遂行前から受託者が保有する著作権、特許権等その他の知的財産権（以下、「知的財産権」という。）を成果物に適用した場合には、県に対し、案件を遂行するために必要な範囲内で、成果物及び当該知的財産権を追加費用なく利用することを許諾するものとする。

(3) 成果物は、県が自由に二次利用できるものとする。

(4) 業務を実施するに当たり、第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、キャラクター、音楽等）の活用も可とする。その際には、受託者において、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の確保等、その他付随する業務全般を実施すること。また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、受託者の責任、負担において対応し、県は責任を負わないもの

とする。

(5) 成果物納入までに係る一切の費用は、委託料に含まれるものとする。

(6) 県は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、案件を遂行するために必要な範囲内で、成果物を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

8 その他

(1) 受託者は、当該業務の遂行方法、結果の取りまとめ等に際し不明な点が生じたときは、県と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めること

(2) 県は、受託者に対し、必要に応じ業務の状況について報告を求めることができるものとする。

(3) 動画の制作及び掲載に当たり、第三者が有する著作権その他の権利を使用する場合には、受託者は必要な権利処理を行うものとする。

(4) 当該業務の実施により、不測の事態が生じた場合は、県に責任がある場合を除き、受託者の責任において解決すること

(5) 当該業務の実施により、知り得た個人情報については、漏洩等の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、事業の目的以外に使用したり、第三者に提供したりしてはならない。

(6) 疑義が生じた事項については、県と受託者が協議して決定するものとする。

9 評価基準

評価の基準は、次のとおりとする。

評価項目	内 容	評価比重
理解度	業務内容を理解した提案となっているか。	20
構成等	当事業の趣旨を踏まえた動画構成案を具体的に提案しているか。	20
広告配信	広告配信が広く見てもらえる方法、また配信の具体的な効果検証の手法が提案されているか。	15
創意工夫	県民により多く見てもらえる動画になるよう工夫がなされているか。	20
実施実績	これまでに同様の事業の実施実績があるか。	5
制作体制等	制作に係る実施体制及びスケジュールは適切か。	5
追加提案	本事業の目的達成につながる効果的な事項が予算内で提案されているか。	10

見積額	見積額は適切か。	5
計		1 0 0